

医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算について

当院は、質の高い診療を提供するために以下の取り組みを行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認システムにより取得した薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を、診療を行う診察室や手術室、処置室等において、医師等が閲覧及び活用して診療を行う体制を有しています。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービス等の体制整備を行ってまいります。
- ・マイナンバーカードの健康保険証の利用を推進する等、医療DXを通じて質の高い医療の提供に努めています。

令和6年診療報酬改定に伴い「医療情報取得加算」「医療DX推進体制整備加算」を以下の点数のとおり算定いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【医療情報取得加算】

初診時（月に1回に限る）	
マイナ保険証を利用しない場合	3点
マイナ保険証を利用した場合 他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合	1点

再診時（3ヶ月に1回に限る）	
マイナ保険証を利用しない場合	2点
マイナ保険証を利用した場合 他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合	1点

【医療DX推進体制整備加算】

初診時（月に1回に限る）	8点
--------------	----

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。